

2 避難勧告準備情報の発表基準等

(1) 趣 旨

市民が余裕をもって適切な避難行動ができるよう、現時点では「避難勧告」の発令には至らないが、今後この気象状況が継続すると、避難を要する状況になる可能性があるとして判断される場合、「避難勧告準備情報」を発表する。

(2) 発表基準

別に定める。

(3) 実施

ア 避難勧告準備情報は、市長（本部長）が発表する。

イ 避難勧告準備情報の広報は以下の方法により行う。

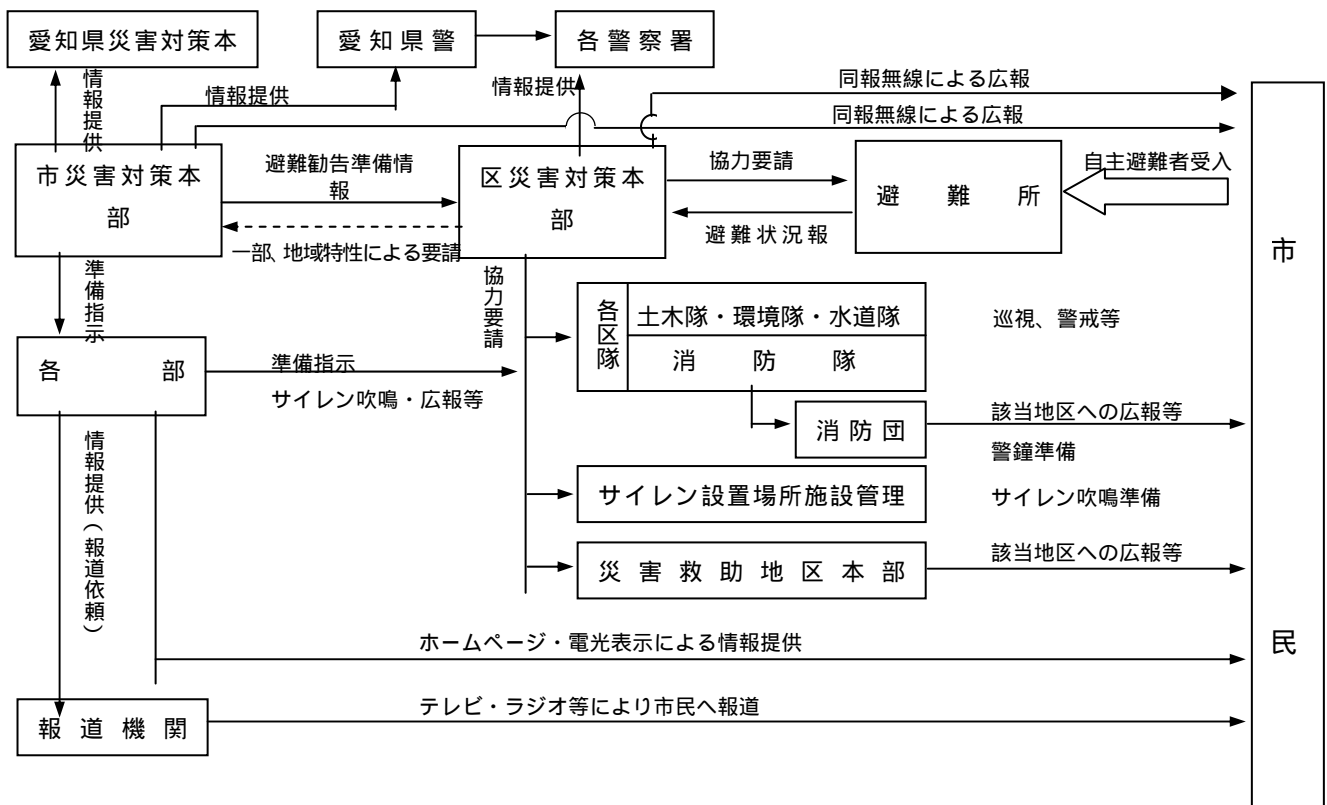
(ア) テレビ、ラジオ等の報道機関による広報

(イ) ホームページ等による広報

(ウ) 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等

(エ) 同報無線（音声）による広報

ウ 避難勧告準備情報の伝達系統等



エ 発表解除

市長（本部長）が行う。

- (4) 発表解除基準
別に定める。

3 避難勧告・指示の基準

避難勧告は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、これらの状況が切迫し急を要するときは、避難を指示する。

- (1) 浸水地区等の拡大により、住民の生命に危険が切迫したと認められるとき
- (2) 家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき
- (3) がけくずれ等の地変が発生し又は発生するおそれがあり、付近住民の生命に危険が認められるとき
- (4) 河川洪水、内水氾濫及び土砂災害に関し、別に定める数値基準に達したとき
- (5) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき
- (6) その他災害の状況により、市長（本部長）が必要と認めるとき

4 避難勧告・指示の実施

- (1) 避難勧告・指示は、原則として、区長（区本部長）等の要請に基づき市長（本部長）が行う。

ただし、次の場合にあっては、その補助執行機関として、区長（区本部長）、消防署長（消防隊長）が行うものとする。

ア 市長等（本部長・副本部長）が不在あるいは、発令をするいとまがないときは、区長（区本部長）が行う。

イ 区長等（区本部長・区副本部長）が不在等により、発令することができないときは、消防署長（消防隊長）が行う。

- (2) 市長（本部長）は、避難勧告・指示を実施するにあたり、関係局・区長（本部員・区本部長）へ必要な指示をするとともに、警察等関係機関へ協力を要請する。

区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）にあっては、各区隊、災害救助地区本部、消防団、警察署等に協力を要請する。

- (3) 避難勧告・指示の伝達は以下の方法により行う。

ア サイレン（河川洪水・内水氾濫の発令に限る。）

イ 区本部、区隊の広報車等による広報

ウ テレビ、ラジオ等の報道機関による広報

エ ホームページ等による広報

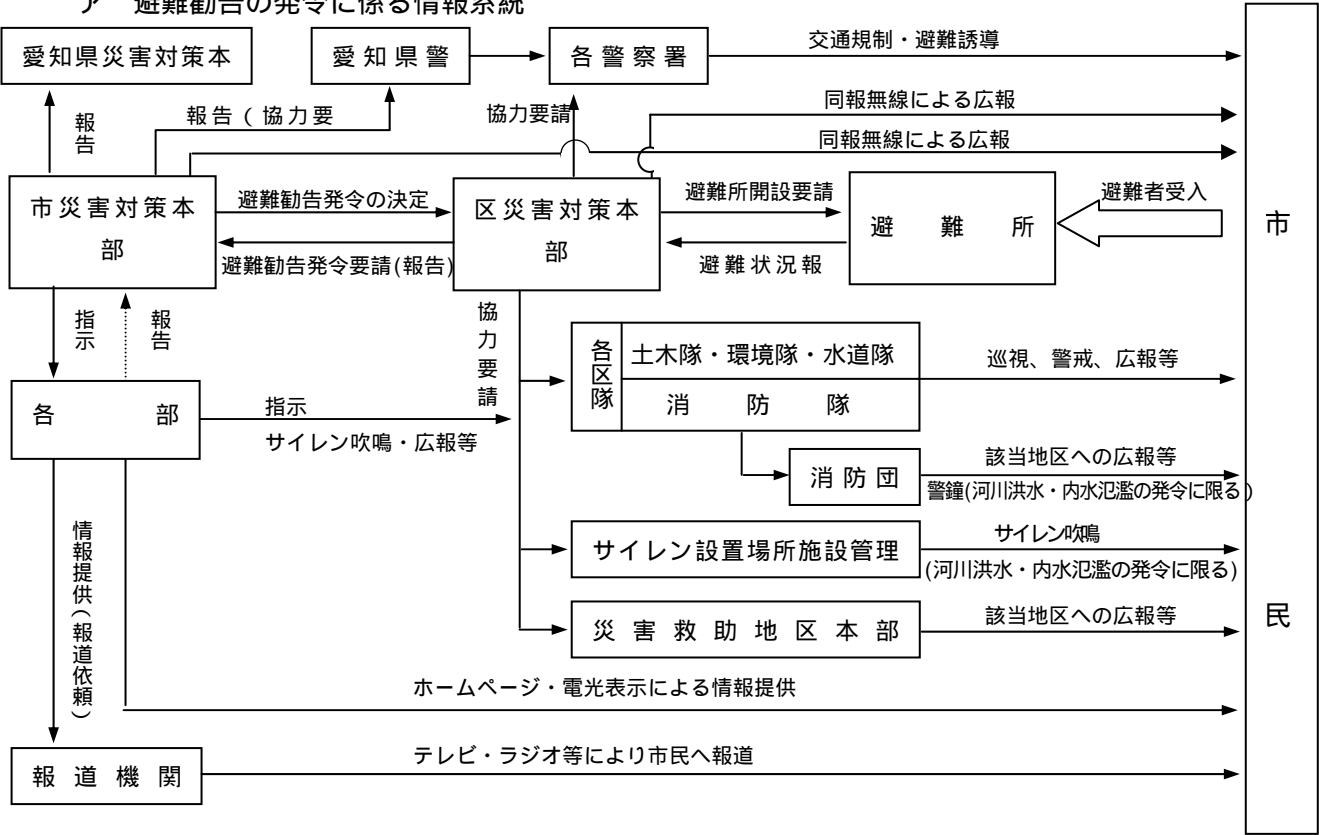
オ 災害救助地区本部、消防団等による該当地区への広報等

カ 同報無線（サイレン及び音声）による広報

- (4) 区長（区本部長）及び消防署長（消防隊長）等は、避難勧告・指示を行ったときは、事後すみやかに市長（本部長）に報告（消防隊長にあっては区本部を經由）するものとする。

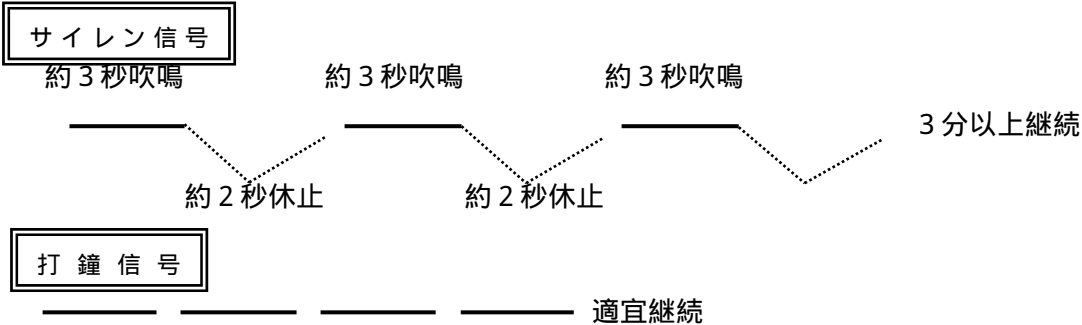
(5) 避難勧告の伝達系統等

ア 避難勧告の発令に係る情報系統



イ 避難勧告信号

避難勧告発令に伴うサイレン及び警鐘の信号要領は、水防法第 13 条第 1 項の規定により愛知県規則（「水防信号及び標識に関する規則（昭和 31 年愛知県規則第 34 号）」）で定められた水防信号を準用する。



ウ 発令解除

市長（本部長）が行う。

(6) 発令解除基準

別に定める。

5 報告、公示

(1) 市長（本部長）は、避難勧告・指示を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。（担当は総括部）

ア 避難勧告・指示の発令者名

イ 発令の日時

ウ 発令の理由

エ 避難対象者（学区名、町名）

オ 避難先

(2) 市長（本部長）は、避難の必要がなくなったときは、ただちに、その旨を公示する。（担当は総括部）

(3) 区長（区本部長）は、避難勧告・指示の実施状況について、総括部に報告する。

避難勧告準備情報発表・避難勧告発令基準（河川洪水の数値基準）（1/5）

該当区	河川名	水位観測所 （所管）	避難勧告準備情報	避難勧告	発表（発令）単位【学区単位】
			出動水位(m) かつ 60分の予想降雨量30mm	計画高水位(m) かつ 60分の予想降雨量30mm	
千種	矢田川	瀬古(国土交通省)	5.00	5.71	千代田橋・宮根
	香流川	猪子石(愛知県)	2.40	3.20	千代田橋・宮根
東	矢田川	瀬古(国土交通省)	5.00	5.71	旭丘・砂田橋・矢田
北	矢田川	瀬古(国土交通省)	5.00	5.71	六郷北・宮前・辻・城北・川中・飯田
	八田川	春日井(国土交通省)	4.70	5.92	味鋺
西	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30	9.08	全学区
	新川	水場川外(愛知県)	3.90	5.20	浮野・平田・山田・比良西・比良・大野木・中小田井
中村	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30	9.08	全学区
瑞穂	天白川	天白(愛知県)	7.66	8.66	中根
	山崎川	呼続(名古屋市)	3.00	3.36	井戸田・豊岡
中川	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30	9.08	全学区
	新川	新川下之一色(愛知県)	2.40	3.60	正色・万場・千音寺・春田・豊治・長須賀・西前田・五反田・戸田・赤星・明正
港	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30	9.08	明德・当知・高木・神宮寺・港西・稲永・福田・南陽
	新川	新川下之一色(愛知県)	2.40	3.60	明德・当知・高木・神宮寺・港西・稲永・福田・南陽
南	天白川	天白(愛知県)	7.66	8.66	菊住・桜・春日野・笠東・笠寺・星崎・千鳥・白水・柴田
	山崎川	呼続(名古屋市)	3.00	3.36	菊住・呼続
守山	庄内川	志段味(国土交通省)	5.20	7.50	志段味東・志段味西・小幡北・白沢・西城・二城・鳥羽見・瀬古
	矢田川	瀬古(国土交通省)	5.00	5.71	天子田・森孝西・大森・苗代・甘軒家・守山・鳥羽見・瀬古
緑	天白川	天白(愛知県)	7.66	8.66	鳴海・片平・浦里・緑・大高北・大高
	扇川	鳴海(愛知県)	3.00	4.00	鳴海・浦里・緑・平子
名東	香流川	猪子石(愛知県)	2.40	3.20	香流
	矢田川	瀬古(国土交通省)	5.00	5.71	香流
天白	天白川	天白(愛知県)	7.66	8.66	平針北・原・植田南・八事東・天白・山根・野並
	植田川	植田川(愛知県)	3.70	4.20	植田・植田南・植田北・大坪・八事東

1 出動水位及び計画高水位の数値は、水位観測所の読み値を示す。

2 避難勧告準備情報の出動水位欄中、愛知県の所管する水位観測所の数値は、出動水位にほぼ相当する第3基準とする。

避難勧告準備情報発表・避難勧告発令基準（内水氾濫の数値基準）(2/5)

区	雨量観測所	避難勧告準備情報	発表単位【学区単位】
千種	千種土木事務所	60分降雨量が 50mmを超え、かつ、 以降120分の予想 降雨量が100mmを 超える場合	大和、上野、富士見台、宮根、千代田橋
東	東土木事務所		矢田、砂田橋、明倫、旭丘
北	北土木事務所		全学区
西	西土木事務所		全学区
中村	中村土木事務所		日比津、諏訪、稲葉地、稲西、中村、豊臣、本陣、 則武、亀島、牧野、米野、日吉、千成、柳、岩塚、 八社
中	中土木事務所		栄、老松、橘、千早
昭和	昭和土木事務所		広路、川原、八事、松栄
瑞穂	瑞穂土木事務所		中根、井戸田
熱田	熱田土木事務所		旗屋、白鳥
中川	中川土木事務所		全学区
港	港土木事務所		東築地、西築地、港楽、中川、東海、成章、大手、 港西、稲永、小碓、正保、明德、当知、高木、神 宮寺、南陽、西福田、福田
南	南土木事務所		全学区
守山	守山土木事務所		小幡、白沢、西城、守山、小幡北、二城、鳥羽見、 瀬古
緑	緑土木事務所		鳴海、相原、片平、浦里、緑、平子、大高、大高北
名東	名東土木事務所		香流、引山、西山、牧の原、前山、本郷
天白	天白土木事務所		原、植田南、大坪、八事東、天白、野並

避難勧告準備情報発表・避難勧告発令基準
(内水氾濫(ポンプ排水調整)の数値基準) (3/5)

該当区	河川名	水位観測所	避難勧告準備情報準備水位(m)	避難勧告基準水位(m)	対象ポンプ場	発表(発令)単位【学区単位】
千種	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		宮前(東)・三階橋(北)	千代田橋・富士見台・上野・大和
		下之一色(国土交通省)		3.00		
東	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		宮前・三階橋(北)	砂田橋・矢田・明倫
		下之一色(国土交通省)		3.00		
北	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		落合・守山・福德・三階橋	味鏡・西味鏡・楠西・楠・辻・城北・川中・光城・金城・東志賀・六郷・六郷北・宮前・飯田・名北
		下之一色(国土交通省)		3.00		
	新川	水場川外(愛知県)	3.90	4.70	落合・守山・喜惣治	味鏡・西味鏡・楠西・楠・辻・如意
		新川下之一色(愛知県)	2.20	2.70		
西	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		城北・福德(北)・中村(中村)	庄内・上名古屋・児玉・枇杷島・稲生・城西・幅下・江西・榎・南押切・栄生
		下之一色(国土交通省)		3.00		
	新川	水場川外(愛知県)	3.90	4.70	平田・第一平田・第二平田・上小田井・中小田井	浮野・平田・山田・比良西・比良・大野木・中小田井
		新川下之一色(愛知県)	2.20	2.70		
中村	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		岩塚・中村・打出	豊臣・本陣・中村・日吉・米野・柳・千成・岩塚・稲葉地・稲西・八社・日比津・亀島・諏訪・則武・牧野
		下之一色(国土交通省)		3.00		
中川	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		打出・当知(港)・岩塚(中村)	常磐・篠原・荒子・中島・西中島・五反田・野田・愛知・長須賀・正色・昭和橋
		下之一色(国土交通省)		3.00		
	新川	新川下之一色(愛知県)	2.20	2.70	下之一色・富田・伏屋・助光・万場・万場川東・第二万場・福田(港)	正色・万場・千音寺・春田・豊治・長須賀・西前田・五反田・戸田・赤星・明正
港	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		惟信・宝神・当知・打出	当知・高木・神宮寺・港西・稲永・野跡・明德
		下之一色(国土交通省)		3.00		
	新川	新川下之一色(愛知県)	2.20	2.70	福田・藤前	福田・南陽
守山	庄内川	枇杷島(国土交通省)	6.30		川北・守西・守山	小幡・白沢・西城・守山・小幡北・二城・鳥羽見・瀬古
		下之一色(国土交通省)		3.00		
	新川	水場川外(愛知県)	3.90	4.70	川北・守山	小幡・白沢・西城・守山・小幡北・瀬古
		新川下之一色(愛知県)	2.20	2.70		

- 1 避難勧告の基準水位欄は、庄内川排水ポンプ場運転調整要綱及び新川流域排水調整に定める停止水位の概ね1時間前と予想される水位とする。
- 2 準備水位及び基準水位の数値は、水位観測所の読み値を示す。
- 3 印の学区は、洗堰から新川に流入し、かつ、準備(基準)水位に達した場合に対象となる学区を示す。

避難勧告準備情報発表・避難勧告発令基準（土砂災害の数値基準）（4/5）

該当区	雨量観測所	避難勧告準備情報		発表(発令)単 位
		第 1 警戒体制	第 2 警戒体制	
千 種	千種土木事務所	<p>前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で、かつ、当日の日雨量が50mmを越えたとき</p> <p>前日までの連続雨量が40～100mm以上あった場合で、かつ、当日の日雨量が80mmを越えたとき</p> <p>前日までの降雨がない場合で、かつ、当日の日雨量が100mmを越えたとき</p>	<p>第 1 警戒体制 ~ の基準を超え、かつ、時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたとき</p>	区 単 位
東	東土木事務所			
昭 和	昭和土木事務所			
瑞 穂	瑞穂土木事務所			
南	南土木事務所			
守 山	守山土木事務所			
緑	緑土木事務所			
名 東	名東土木事務所			
天 白	天白土木事務所			

- 1 前日までの連続雨量とは、雨量観測所ごとに2時間以上無降雨のない前日までのひとまとまりの降雨を示す。
- 2 時間雨量 30mm 程度の強雨が降り始めたときとは、60分降雨量が30mmを超えた時点(計測)とする。

避難勧告準備情報発表・避難勧告発令基準（地域特性による数値基準）（5/5）

河川洪水に関する数値基準

該当区	河川名	水位観測所等（所管）	避難勧告準備情報	避難勧告	発表（発令） 単 位 【学区単位】
			水位(m)等	水位(m)等	
北	新地蔵川	生棚樋門 (名古屋市)	5.57 かつ、60分の予想降雨 量が30mmを超える場合	7.33 かつ、60分の予想降雨 量が30mmを超える場合	西味鏡 楠 楠西 味鏡
	生棚川	生棚樋門 (名古屋市)	5.57	生棚樋門を閉めた場合	楠
	堂前川	久田良木 川樋門 (大山川側)	樋門を閉めるなど、北 区長が必要と認めた場合	避難勧告準備情報の発 表基準に達し、かつ、60 分の予想降雨量が50mm を超える場合	楠西
天 白	郷下川	郷下川 (名古屋市)	7.10	8.00	野並
	藤川	藤川 (名古屋市)	6.70 かつ、60分の予想降雨 量が30mmを超える場合	7.20 かつ、60分の予想降雨 量が30mmを超える場合	野並

北区長の要請に基づき市長が避難勧告準備情報を発表する。